
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第 16 号 (2009 年 1 月 30 日)

公開された文書から 竹島（独島）政令発見

2008 年 12 月 23 日に開催されたシンポジウムは、予想外の波紋を、韓国社会に広げる結果になりました。

パネリストの当会事務局次長・李洋秀氏は「この法律は領土を規定したのではなく、あくまで個人的な意見ではあるが」と前置きしたあと、「独島は日本の領土ではないと解釈できる日本の政令を見つけて驚いた」と発表したからです。（「総理府令 24 号」= 29 ページに掲載）

この日、パネリストとして参加していた崔鳳泰(チェ・ボンテ)弁護士は、帰国後、直ちにこの事実を韓国海洋水産開発院独島・海洋領土研究センターの柳美林(ユ・ミリム)責任研究員に伝え、年明けの 3 日、メディアに公表しました。

日本政府は韓国政府に対して、4 月に竹島（独島）付近の海底資源共同開発をおこないたいと申し入れており、韓国では、再び両国の関係悪化が心配されていた矢先でした。

目次

竹島（独島）政令発見と訪韓・1
パワーポイントのシナリオ・2-5
KBSTV 番組制作協力・・・6
総会報告・・・・・・・・・・ 7-9
三次訴訟第 1 回口頭弁論・10 11
シンポジウム報告・・・・・・・・12-31
事務局だより・・・・・・・・・・32

1 月 21 日 事務局次長 李洋秀(イー・ヤンス)氏 北東亜歴史財団、国会議員への講演などでソウル訪問

崔鳳泰弁護士からの要請を受けソウルを訪問したのは、李洋秀事務局次長と小竹事務局長です。

21 日 9 時 30 分、日帝被害者共済準備室を訪問したあと、北東亜歴史財団と記者たちへの講演をおこないました。

昼食を摂りながらの韓国会員と歴史研究会・水曜懇談会では、「日韓会談文書・全面公開を求める会」の 3 年間の運動を、20 分のパワーポイントで紹介しました。

（パワーポイントのシナリオ = 2 頁に掲載）



崔弁護士と共に功労賞を受賞

15 時から 超党派の 国会議員懇談会

国会議員会館 125 号室では、外交通商委員会・文国現(ムン・グッキョン)議員室と法司委員会・柳宣浩(ユ・ソンホ)議員室が中心となった、国会議員懇談会が開かれました。

ここでもパワーポイントによって当会の活動を紹介し、竹島（独島）政令は、韓国で公開された文書と日本で公開された文書との照合作業中に、偶然見つけたものであること、この政令については、日韓関係友好のために、日本の外務省との検討を一刻も早く開始していただきたいと、私たちは外交通商委員会・文国現議員にお願いしてきました。

**韓国で当会の活動を紹介した
パワーポイントのシナリオ（文責・小竹事務局長）**

**韓日会談文書全面公開運動とは
日本政府と企業に
植民地支配と戦争責任を果たさせるための運動**

私が日韓会談文書の全面公開運動に取り組むことになったのは、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟に関わったことがきっかけです。

1944年5月31日。国民学校を卒業したばかりの12歳から14歳の少女たちは、先生から「日本に行けば工場でも働くこともできて、給料も貰える。その上、女学校にも行かせてくれる」と云われ、名古屋三菱航空機製作所に連れてこられました。

少女たちは挺身隊として、軍用機を作るために重い機材を運んだり、強いシンナーの臭いが満ちた中でペンキを塗るなど、幼い少女たちにとっては過酷な労働を強いられました。食事は満足に与えられず、外出も制限され、親への手紙も検閲されました。こうして楽しい筈の少女時代は奪われてしまわれたのです。

戦争が終わり、ようやく命だけはとりとめた少女たちですが、祖国へ送り返される時、給料は勿論、自分の荷物さえも「あとで送ってやる」と言われたまま、未だに返ってきません。賃金の未払いだけでなく、作業の時、指を切断した人、地震で倒れた工場の下敷きになって亡くなった人もいます。

地震で亡くなった人たちの殉職碑を三菱重工が建てたのは8年ほど過ぎた1952年。そして殉職者の名前の刻まれた銘版が納められたのは1963年でした。

高校で歴史を教える小出先生と高橋先生たちは、その殉職者名の中に、朝鮮半島出身者十数人の名前が無いことに気が付いたのです。1985年、高橋先生と小出先生たちは「愛知県朝鮮人強制連行歴史調査班」の活動を始めました。朝鮮半島出身者の名前をたどってその遺族を探し、働いていた人達を見つけるという地道な作業が続きました。

1988年12月、調査班が中心となって作った追悼記念碑除幕式には、遺族と、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊として働かされた女性7人を、韓国からお招きしたのです。

「女学校に行くどころか、工場で働いた賃金をもらうこともできず、戦争が終わって帰国する時、後で送ってやるといわれた自分の荷物まで、未だに届かない」と聞いた小出先生と高橋先生たちは、依頼を受けてくれる弁護士を捜し、国と三菱重工を相手によく裁判にまでこぎつけることができました。

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の一審判決日、名古屋地裁は、原告たちに対し、「日韓請求権協定で解決済みである」として棄却しました。年老いた原告たちが、怒り、嘆き悲しむ声を聞きながら、私は「日韓請求権協定とは何だろう。女性達が受けた被害は、

その日韓請求権協定で、本当に解決してしまったのだろうか」と考えました。

ちょうどこの頃、韓国では崔鳳泰(チェ・ボンテ)弁護士が「韓国情報公開法」に基いて「韓日会談文書公開訴訟」を始めていました。崔鳳泰弁護士は、軍人軍属障害者憲法裁判をはじめ、幾つもの裁判を闘いました。朝鮮半島に対する日本の植民地支配の責任を追及し、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を訴えていたのです。しかし、被害者たちの前に立ちはだかったのは、1965年に締結された「韓日請求権協定」という厚い壁でした。

崔鳳泰弁護士は、10の戦後補償裁判からそれぞれ10人ずつ、合計100人の原告による「情報公開訴訟」を起こし、その結果、2005年8月、韓国政府はついに韓日会談文書を全面公開したのです。

日本でも、「日韓請求権協定で解決済み」という判決を受けた弁護士や支援する人たちの間から、日韓請求権協定について学びたいという要望が出てきました。その要望に応え、この年、東京で、建国大学校法科大学副教授＝現・韓国慶北大学、法科大学の金昌祿教授と、朝鮮近現代史、日朝関係史専攻で大学講師＝現・新潟国際情報大学准教授、当会の共同代表である吉澤文寿氏によるシンポジウムが開かれました。

このシンポジウムに参加した私は、日韓会談で日本から韓国に支払われたのは、経済協力資金、別名、独立祝い金であって、被害者の方々への補償金ではないことを知りました。

私は、早速、吉澤文寿氏を訪ね「日本でも日韓会談文書の公開運動を始めましょう」と相談しました。日本の情報公開法では、世界中の誰でも文書公開を求めることができます。日本市民だけでなく、韓国の被害者や市民のみなさんにも呼びかけることになりました。

2005年10月16日、韓国光州に遺族会会長李金珠さんを訪ねて相談しました。こうして、日韓両市民が協力し合う運動が始まったのです。

2005年12月、韓国188名、日本143名の請求人によって「日韓会談文書・全面公開を求める会」が結成され、東澤主任弁護士外6名による弁護団も結成されました。

2006年4月25日、国と外務省に対して、日韓会談文書の全面公開請求をおこないました。情報公開法は、請求があった日から30日以内、長くても60日以内に公開するよう定めていますが、結局、一年七ヶ月かけて、およそ7000ページを公開したに留まりました。

その結果、裁判所は決定までに一年七ヶ月もかけたのは怠慢であるとして、国と外務省に対して違法判決を下しました。つまり私たちは、一次訴訟に勝訴したのです。

この判決は、情報公開法に関して初めて国の違法を確認した判決であることから、主要な判例雑誌で紹介され、情報公開法をめぐる訴訟の中でも、貴重な先例となる判決となりました。

そして2008年4月から始まったのが、二次訴訟です。3回目に公開された文書5340ページのうち、黒く塗りつぶして隠している部分について、何故、隠すのか、隠す理由を明らかにしなさい、という裁判です。

二次訴訟第1回口頭弁論で、BC級戦犯訴訟の李鶴来さんは、「日本政府が、BC級戦犯問題は、日韓会談で一括解決済みだと言って43年も放置しているのは、遺憾なことであ

ります。その他、強制連行、慰安婦問題等、いずれも、戦後全然解決されていない。その元になっている日韓会談文書の、即時全面公開を求めます」と激しい口調で陳述しました。

2月17日には二次訴訟第4回の口頭弁論がおこなわれます。

韓日会談文書は、韓国でおよそ3万ページが全面公開されましたが、日本では、昨年五月までに、およそ6万ページが公開されました。第1回目と第2回では、それぞれの文書の題目に日付がついていました。ところが3回目からは、なぜか日付欄がなくなってしまい、現物を見ない限り、目録だけではその文書が、いつの、どの会議なのか、とても判りにくくなってしまいました。私たちは外務大臣に対して、日付を入れるように要請書を提出しましたが、その後も改善されず、やむを得ず、多くの方々の協力を得て、全文書に日付を入れました。

韓国で韓日会談文書が公開された時から、その重要な部分を翻訳し、日本で公開された文書の黒塗り部分との対照作業を一人でおこなってきたのは、李洋秀さんです。李洋秀さんの作業が、これからの裁判資料として大いに役立つことは間違いありません。

今回、李洋秀さんが発見したのは、「独島」は韓国の島であることを前提としたとも読める日本の政令です。「独島」は日本のものだと言い続けながら、歴史記録を隠そうとする日本政府と外務省に対して、裁判官は、一体、どのような判決を下すのでしょうか。非常に楽しみです。

昨年12月17日、三次訴訟が始まりました。旧日本製鉄裁判訴訟原告の呂運澤(ヨウウンタク)さんは、陳述者として法廷に入り、裁判が始まる前まで、静かに目を閉じておられました。そしてハングルでの陳述が始まると、大きな声で堂々と話し出され、途中、裁判長が、マイクをずらすよう、書記官に命じたほどでした。そうです、呂運澤さんは法廷内に響き渡る大声で訴えました。

「私たち徴用被害者は戦争の時、日本に強制連行されて、苛酷な労働を強要され、その上賃金さえまともにももらえませんでした。熱心に仕事をした労働の代価を受けるのは当然のことなのに、日本政府と企業はそれを無視したのです。

日本の裁判所は、私たち被害者らの正当な訴えに対して「1965年の韓日協定で解決された」と私たちの訴えを棄却しました。日本政府は、何故、韓日会談文書を全面公開して、事実を明らかにしないのか」

一方、呂運澤さんをはじめとする韓国のみなさん250名は、昨年6月、韓国で施行された「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律」の中に「慰労金などの支給を受けたら、同じ内容で再び請求しない」という同意書を提出することになっていることを知って。これは、財産権と裁判を受ける権利などを侵害するとして、憲法訴訟を提起しておられます。

韓国で「韓日会談文書」が全面公開されたお陰で、日韓両市民による「日韓会談文書・全面公開を求める会」が結成され、日本政府と外務省に対して文書の公開を求める裁判が始まってから3年が過ぎました。そして、25%の黒塗り部分があるとはいえ、6万ページの文書が公開されました。

その中から今まで隠されていた「独島」に関する法令が発見されました。すでに外交資料館で公開されていた「韓国国宝古文書籍目録」と「韓国国宝美術工芸品目録」が、黒塗り文書となっていることも発見されました。

今、行われている裁判は間もなく勝訴して、日韓会談文書は全面公開されるでしょう。すると、日本から韓国に支払われた資金は、被害者のみなさん方に支払われたものではなく、経済協力資金であることを記録した文書も必ず出てくるでしょう。

全文書が公開されたその日から私達の次の闘いが始まります。それは、韓国政府と日本政府が、63年前に韓日協定を締結した過ちを二度と繰り返すことのないように、私たちがあらゆる面で監視することです、

強制連行されて、苛酷な労働を強要されたのに、未払いのままになっている賃金、名古屋三菱航空機製作所で、強いシンナーのために結核を患ったり、指を切断した人に対する傷病手当金など、日本政府と企業とが当然支払う責任があったのに、それをしなかったことへの謝罪と補償などを法律で定めるのは、国会議員の仕事です。国会議員たちが、皆さんにとって不満が残らない法律を作るように、要請や監視することも必要です。

当時は、私たちと同じ日本人として、天皇陛下のためにと無理矢理戦場に狩り出された軍人軍属であった人や遺族の方々は、戦後一変して、国籍条項を盾に補償や支援の対象から、一切排除されてしまいました。

ましてや植民地の人たちに犠牲を強いたので、犠牲者の方々の心情を慮れば、日本人に対しておこなわれたと同じように、どこか、それ以上の謝罪と補償がなされてしかるべきだという結論に、なぜ至らないのでしょうか？ こんな国は地球上のどこにもありません。

そしてそれを、日本と韓国の政府に放置させたのは、得票と自分のことしか関心のない国会議員のせいだけでなく、右翼左翼を問わず、ほとんどの日本の国民、そして民団や総連等在日同胞たちの力も、本国の人たちの関心も足りなかったと思います。

特に戦後、ずっと無関心を装って来たマスコミや世論の責任は、とても大きいものであると言わざるを得ません。

このように無関心な風潮を作り出した一つの例が、ここにあります。

これは、日本政府が日本国籍をもつ戦傷病者・戦没者と未帰還者の遺族に対して支払っている「戦争犠牲者援護立法の推移」です。これをみると、その支給総額は現在に到るまで全く減っていません。「特別給付金」という名目で次々と法律を作り、妻、父母、遺族、つまり甥や姪にも、墓守代として給付金を支払い続けているからです。

そして、その慰霊は靖国神社に奉られているので、八月十五日には日本各地から、墓守代をもらっている遺族らが大勢集まり、盛大な戦没者慰霊祭がおこなわれているのです。

私の親しい友人でさえ、日本政府のこのからくりを知らず、戦傷病者として亡くなったお兄さんの墓守代を当然のように受け取ってきました。韓国の軍人・軍属や遺族の方々には何も支払われていないことを知った友人は、その後、毎年この会に、多額のカンパを送ってくれるようになりました。

私達の運動は、日本政府と企業に対して植民地支配と戦争責任を果たさせるための運動です。

やがて90歳になられる日帝被害者のみなさんが、日本政府と企業を相手に、老躯を押し、玄海灘を何と70回も往来し、粘り強く闘ってこられた運動です。

この運動は、登山に例えるならば今、九合目、あと一息で頂上です。

みなさま方が一緒に、頂上を目指してくださるよう、心からお願いいたします。

今回、日韓会談文書・全面公開を求める会のことが韓国で大きく報道され、広く知られるようになりました。今まで植民地時代の犠牲者たちのことや、日韓会談に関して「最近、まるで報道されなくなっている」と、最終頁『事務局だより』で山川修平さんが述べておられるとおりです。

会としても、裁判やシンポジウムの案内等、今まで韓国のテレビや新聞社に送り続けてきたのですが、これまでまったく取り上げられませんでした。10月の裁判後の報告集會にMBCテレビ(韓国文化放送)が来たのですが、結局放送されないで、お蔵入りになりました。

このたびの、私と李洋秀事務局次長の訪韓は、新聞で大きく取り上げられました。独島問題が話題を呼んだとは言え、これが日韓の一般市民の手による地道な活動の中で、日本側公開文書の墨塗り部分を対照する作業の中から見つかった、ということがとても注目され、また、高く評価されたのです。

まず KBS テレビの『歴史追跡』が、ソウルの東北アジア歴史財団での講演の様子、国会議員相手の懇談会での講演を撮影しました。そして崔弁護士との単独インタビューを終えた担当の黄(ファン)プロデューサーは、「こんな弁護士、韓国にはいない」と崔弁護士を絶賛しておられました。そして日本では、李洋秀事務局次長の自宅と、会の事務所に使っている私の部屋にも撮影に来てくれました。これは2月14日(土)午後8時10分から9時まで、KBSTVの1チャンネルで、韓国全土に放映されます。

また、1月27日午前6時45分から6分間、KBS ラジオ1『おはようございます。閔(ミン)ギョンウクです』という番組からの電話インタビューには、李事務局次長が応じて、会の紹介や、勝訴の見込みについて語りました。

次に同じく毎週火曜の午後10時から1時間放送される KBS テレビの『時事企画サム』という番組から取材申請が入っています。「サム」というのは、韓国語の「包む」と「サウダ(闘う)」からつけた、「不義と妥協しない闘志の精神で、韓国社会の問題を包みこむ。

「最近、何が問題になっているのか、この問題がどうして重要なのかについて、視聴者に話題を投げかける新企画」であると紹介されました。

朴プロデューサーから、次のようなメールが届いていますので紹介します。

「厳密に言えばドキュメンタリーとは違うが隠されていた事実が現われた場合、歴史的事実と証言などをまとめてドキュメンタリー形式で扱うこともできます。形式はわりと自由だと思えば良いです。場合によっては1時間番組1本にとどまらずに、2、3編に伸ばすこともできます。私はすべてのものが結局、韓日協定当時の日本側文書を分析する番組を扱えば、自然に被害者問題の解決に役立つと判断しました。そちらの団体の方々が承諾してくださったら、被害者問題解決に役に立つに値する新しい内容として番組を作りたいと思います。最初の1本は3月中～下旬までには出すべきだと思っています。」

「独島より、会の紹介や被害者支援の方向で撮りたい」という申込みなので、私たちとしても大歓迎で、全面的に協力したいと思っています。

『時事企画サム』が日本に取材に訪れる2月末頃からは、『NO!合祀』や『在韓軍人軍属』の裁判があります。名古屋三菱・朝鮮女子勤労泰訴訟支援する会による、三菱本社前の抗議行動は50人規模で、韓国からも原告の方々が参加される予定です。また、今まであまり知られていなかった京都のマンガン記念館等も、紹介したいと考えています。

会員の皆さま方には、今後も引き続き、取材協力情報をお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

2008年12月23日 2009年度の総会が開かれました



第6条（役員）求める会事務局の運営上の相談役として常勤役員を加え、山田昭次氏が承認されました。

第8条（運営）を（スタッフ会議）に改正し、日常的な問題については、スタッフ会議によって検討することになりました。

役員の補充 2008年度事務局次長の十河孝雄氏は、任期途中の2月から海外に赴任され欠員となっていました。2009年度より、当会翻訳チームの李洋秀氏が事務局次長として、承認されました。

会計については、2009年度も引き続き個人宛の請求をおこないますが、400,000円の特別カンパをお願いすることになりました。

2009年活動方針

基本方針

・日韓会談文書・全面公開を求める会の目的

日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。

・外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう 全面公開を求める当会の目的を達成するために弁護士との連携を密にして行動する。

運動方針

・下記を原告として、二次、三次訴訟をおこなう。

二次訴訟

韓国在住原告 崔鳳泰、李金珠、呂運澤

日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来 梁澄子

三次訴訟

韓国在住原告 崔鳳泰、李金珠、呂運澤、李容洙

日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来 梁澄子

・支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。

・地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。

・韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。

・情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。

1. 役員、弁護士等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。
2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。
3. ホームページにより、最新情報を提供する。
4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。
5. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。

規 約

- 第 1 条 (目的) この会は外務省に対して日韓会談文書の全面公開を求め、実現させることを目的とする。
- 第 2 条 (名称) この会を、日韓会談文書・全面公開を求める会とする。
- 第 3 条 (所在地) この会の事務局を、神奈川県伊勢原市高森 3 丁目 4 番地 22 高梨荘 202 号に置く。
- 第 4 条 (会員) この会の会員は、日韓会談文書公開を要求する運動に参加する会員、当事者(被害者・遺族)会員、サポーター会員によって構成する。
- 第 5 条 (総会) この会は毎年 12 月に総会を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 第 6 条 (役員) この会に次の役員を置く。
共同代表 5 名 常勤役員 1 名 副代表 1 名 事務局長 1 名 事務局次長 1 名 渉外部長 1 名 会計 1 名 会計監査 若干名
- 第 7 条 (役員会) 役員(会計監査を除く)は役員会に出席して、運動方針の執行にあたる。
- 第 8 条 (スタッフ会議) 日常的な問題については、会員、サポーター会員の自主的な参加によるスタッフ会議によって検討する。
- 第 9 条 (年会費) 会員 3,000 円
当事者(被害者・遺族)会員は 0 円
サポーター会員 2,000 円、
- 第 10 条 (規約改正) この規約は総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第 11 条 (設立年月日) 2005 年 12 月 18 日。

常勤役員・共同代表 山田 昭次(立教大学名誉教授)
太田 修(佛教大学准教授)
田中 宏(龍谷大学経済学部教授)
西野瑠美子(VAWW-NET 共同代表)
吉澤 文寿(新潟国際情報大学准教授)

副代表

(情報公開代理人) 山本 直好(日鉄元徴用工裁判を支援する会・事務局長)
事務局長&会計 小竹 弘子(ボランティアビデオ制作者)
事務局次長 李 洋秀(翻訳家)
渉外部長 山田 恵子(VAWW-NET Japan・会員)
会計監査 有村 順子(NPO法人女たちの戦争と平和人権基金・理事)
" 新居 弥生(第9条の会オーバー東京・会員)

2009年度予算案も承認されました

日韓会談文書・全面公開を求める会

2009年度予算案

会計年度2008年12月1日～2009年11月30日

()内は2008年度実績

1. 当年度収入金

(1) 前年度繰越金		209,740
(2) 会費		
1) 会員	(333,000)	400,000
2) サポーター	(163,000)	200,000
3) カンパ	(728,000)	400,000
4) 当事者	(10,000)	0
(3) 雑収入	(94)	100
当年度収入合計	(1,545,076)	1,209,840

2. 当年度支出金

(1) 事務所費		
1) 事務用品費	(48,992)	50,000
2) 郵便、運送料	(18,030)	30,000
3) ホームページ契約料	(177,660)	41,580
(2) 集会費	(142,835)	56,760
(3) ニュース発行	(293,484)	400,000
(4) 裁判費用費		
1) 印紙代	(136,400)	0
2) 裁判費用	(326,510)	400,000
3) 原告渡航宿泊費	(0)	200,000
4) 弁護団費用	(161,120)	0
(6) 支払い手数料	(1,305)	1,500
(7) 雑費	(29,000)	30,000
当年度支出合計	(1,335,336)	1,209,840

三次訴訟 第 1 回口頭弁論

12月17日(水) 13時30分

東京地裁 5 階 522 号法廷で



原告の呂運澤さんが陳述

法廷では、裁判長が国(外務省)側の提出した証拠説明書と答弁書を確認したあと、韓国代表原告の呂運澤(ヨ・ウンテク)さん(旧日本製鉄訴訟原告)の陳述がおこなわれました。

呂運澤さんは、まさに堂々と、大きな声で陳述書を読み上げられ、途中、裁判長が書記官にマイクを少し遠ざけるよう指示したほどでした。

報告集会は 14 時から弁護士会館 10 階 1005 会議室でおこなわれました。司会役は、長年呂運澤さんと一緒に日鉄裁判を闘ってこられた京都の中田光信さん。呂さんが 87 歳だと聞いた二十数名の参加者からは、驚嘆のざわめきが起こりました。陳述書だけでは言い足りなかった呂さんは、李洋秀さんの通訳によって過酷な労働で得た賃金等の預貯金が、63 年過ぎた今もまだ支払われていないことなどを、怒りを込めて訴えました。

韓日会談文書公開訴訟に関する意見陳述書

呂運澤(ヨ・ウンテク)

韓国では日帝強制支配期徴用被害者の知る権利を保障するために韓日会談文書を全面公開しましたが、日本ではまだ公開しておらず、一部公開されたのも黒く塗りつぶされた状態です。

私たちの徴用被害者は戦争の時、日本に強制連行されて、苛酷な労働を強要されて、その上賃金さえまともにももらえませんでした。熱心に仕事をした労働の代価を受けるのは当然のことなのに日本政府と企業はそれを無視したのです。

日本の裁判所は、私たち被害者らの正当な呼び掛けに「時効問題と 1965 年韓日条約で解決された」という理由で、私たちの請求を棄却しました。企業が思いのままに強制供託をしておいて今になって時効が過ぎたと主張するのは無責任なこととうてい理解できない主張です。

戦争後、韓国政府が日本政府と条約を結ぶ過程で植民地支配に対する責任をあい昧に処理するのにともない数多い徴用被害者らが正当な補償を受けることができませんでした。

そのために私たちは二重の苦痛を受けるようになりました。一度は日本政府と企業の強制労働で、また一度は、あやまって締結された条約により韓国政府から正当な補償を受けられなくなったのです。

しかし韓国政府は過去非人道的で無責任に処理した徴用被害者に対する問題点を認識して、遅れはしましたが被害者に対する真相糾明を実施しています。

また最近では『慰労金』という形態の補償を実施しようとするによって政府が取らなければならない最小限の道義的で政治的な責任を負おうとしています。

韓国政府のこのような措置に対しては非常に励まされることだと考えますが、私たち生存者としては、やはり私たちの権利が 1965 年の韓日協定でどのように処理されたのか分かることを望みます。

韓国政府が公開した資料ではこのような責任問題が明らかでなく、また日本企業が負わ

なければならぬ責任も、またどのように処理されたのか確認できないです。万一両国政府がこの問題を拙速に処理したとすればその責任もまた両国政府にあるでしょう。

したがって私たちは正当な補償を受けるためにも、まずその真実を知りたいと思います。日本政府が関連資料を公開できない理由は全くありません。

解放後、60余年が過ぎた今でもこの問題を解決しないでいるのは、私たちが死ぬことを望んでいるのと同じだと思います。

真実を明らかにすることは、日本社会が被害者らの呼び掛けに耳を傾けていることを証明することであり、両国の友好、そして日本社会の民主化を証明する証にもなることです。

したがって被害者らの正当な補償と責任糾明、そして歴史の真実を明確にするために、会談と関連したすべての情報を公開するように願います。



朝食の時、呂運澤さんが語ってくださったこと（文責：小竹事務局長）

1000 度超す熱さ

フンドシを絞ると ジャーッと汗がこぼれ落ちた

『私は日鉄で、溶鉱炉から出て溶けた鉄の塊を運ぶ作業を主に任された。1000 度を超す熱さで、今は機械で自動的に運ぶのだろうが、手で触れば当然手が溶けてしまう。当時はクレーンで直接つかみ出すのだが、近づくだけでも物凄い熱さだ。肌着を着ていても、瞬時に汗でぐっしょりになってしまう。大体みなチョンガーなのだから、一日に何枚も何十枚も洗濯するなんてことが、そもそも考えられない。それでフンドシー丁で裸で働く(これは当時の朝鮮半島出身の人たちにとって、とても屈辱的なことなのだが)、そんなことを言っている暇がない』のだが、そのフンドシですら、少し働くと、手で絞るとジャーッと汗がこぼれ落ちるほどだった。

貯まった賃金は 今の日本円で 1800 万円位なのに

物価上昇を無視して、今の円貨で たった数百円寄こすとは！

そしてそのクレーンにはハンドルが九つもあり、運転技術の習得がとても難しい。多くの人たちは研修期間を経ても、運転台に上るまでに至らなかったほどだ。

でも私は早く覚えて、効率的に良く働いたと、2年間に3回も表彰された。それでその間に貯まった賃金が、今の日本円で 1800 万円位になるのだが、それを全部供託金として取り上げられてしまった。それなのにそのお金を、その間の物価上昇を無視して、今の円貨で数百円しかよこさないなど、言語道断だ。

結成3周年記念公開シンポジウム開催

日時・・・2008年12月23日(火・休)13時～16時
場所・・・東京しごとセンターセミナー室(5F)

日韓会談文書公開裁判の到達点と課題 ～ここまで分かった日韓会談～

- 軍人軍属補償問題の現状と課題・・・・・・・・・・内海愛子氏(早稲田大学客員教授)
最新の韓国状況・・・・・・・・・・崔鳳泰氏(弁護士・韓国代表原告)
短いようで長かった3年・・・・・・・・・・中島昭夫氏(元・朝日新聞記者)
日本における日韓会談関連外交文書公開運動の
現状と課題・・・・・・・・吉澤文寿氏(当会・共同代表)
日韓会談の今日的意義・・・・・・・・・・李洋秀氏(翻訳家)
司会 太田修氏(当会・共同代表)

軍人軍属補償問題の現状と課題

内海愛子氏(早稲田大学客員教授)

・24万か36万か 朝鮮人軍人軍属の数をめぐる疑問

厚生省資料

朝鮮人軍人・軍属の動員数と死亡者数

軍人・軍属総数 約24万4000人・死亡者数：約2万2000人(1997年9月25日参院厚生委員会での亀田社会・援護局長答弁)

動員数 24万2341人

陸軍	兵士 9万4978人	軍属	4万8395人	計	14万3373人
----	------------	----	---------	---	----------

海軍	兵士 2万1316人	軍属	7万7652人	計	9万8968人
----	------------	----	---------	---	---------

死亡者数 2万2182人

陸軍	兵士 5870人	軍属	2991人	計	8961人
----	----------	----	-------	---	-------

海軍	兵士 308人	軍属	1万3013人	計	1万3321人
----	---------	----	---------	---	---------

1990年代に韓国政府に提示した動員名簿(陸軍留守名簿、海軍軍属身上調査票、海軍履歴原票)の人数は、援護局統計資料とほぼ同じ。

1949年の公安調査庁『在日本朝鮮人の概況』(法務府特別審査局)の数字：

36万4186人

塚崎昌之氏「現在、朝鮮人軍人・軍属の総数は日本側の統計として約36万人と約24万人の二つがある。この大きな差は主に陸軍軍人の約9万人分。この陸軍軍人の数は主に留守名簿によって算出される。この留守名簿にも重複した名前がある。部隊の転属があったときに、旧の名簿に棒線を書いて、新しい名簿に書き直す。この場合でも、旧の部隊の名簿

には名前は残っている。総数からは抜かれており、数えられていない。

約9万人の差は24万人統計の資料は、多くが欠落していると考えられる1944年、45年徴兵者の留守名簿を数えていないためだと思われる。「軍人軍属名簿」で、動員名簿の基礎になるのは、陸軍は留守名簿(軍人・軍属)海軍は 軍人履歴原表と軍属身上調査表である。」 2005年、塚崎氏の厚労省への問い合わせ結果

留守名簿	14万3211人
軍人履歴原票	2万1433人
軍属身上調査票	7万9348人
合計	24万3992人

外交史料館第16回公開資料

昭和31年6月7日付、「朝鮮人戦没者遺骨問題に関する件」アジア局第一課手書き文書。「極秘」の判。厚生省と外務省の協議。朝鮮人応召者数は、37万7000名：内訳、陸軍25万7000名、海軍12万名。内、戦没者数、2万2345名。

「軍人・軍属の数は、陸海軍を併せて36万5263名である(復員局調査)」(1956年8月20日 日本赤十字社井上外事部長 「在日朝鮮人帰国問題の真相」)

韓国に提供された朝鮮人の軍人・軍属名簿は243,992人分。

韓国国家記録院

4次 93.3.25 1冊 朝鮮人軍人軍属名簿 外務部移管

5次 93.10.9 509冊 26口ール

留守名簿, 海軍軍属者名簿 兵籍戦時名簿, 工員名票, 軍属船員名票, 病床日記 臨時軍属届, 俘虜名票 外務部移管

1995(H5)年10月8日 509冊 マイクロ26巻

陸軍 143,211人	「留守名簿」(部隊ごとの軍人・軍属の名簿)
海軍 21,433人	「軍人履歴原表」(海軍軍人の個人ごとの履歴表)
海軍 79,348人	「軍属身上調査表」(海軍軍属の個人ごとの身上調査表)
合計 243,992人	

その他に、上記の名簿類と重複していると思われる6種類の名簿が渡された。

陸軍 20,249人	「兵籍・戦時名簿」(陸軍軍人軍属の個人ごとの履歴表)
陸軍 2,102人	「工員名簿等」(軍属工員の個人または勤務先ごとの名簿)
陸軍 7,035人	「軍属船員名簿」(陸軍軍属船員ごとの履歴表)
陸軍 840人	「病床日誌」(陸軍軍人軍属ごとの診療記録)
陸軍 45,514人	「臨時軍人軍属届」(陸軍軍人軍属の留守家族から提出された届書)
陸・海 6,841人	「俘虜名簿」(捕虜となった軍人軍属の記録表・連合軍作成)

菊池英昭(66・写真) 1971年に日本政府が韓国に伝達した「旧日本軍在籍朝鮮人死亡者連名簿」を参考資料として2万名を越える名簿を入力。

厚生労働省社会援護局 調査資料室調査第一係、朝鮮人軍人軍属の名簿を韓国に渡した際の、平成5年10月8日の記者クラブ発表資料をについて回答

韓国に渡した名簿類で全てである。他に、名簿の所在は考えられない。

朝鮮人軍人・軍属の動員者数が幾らであったかについては分からない。従って、動員者数は、所持している名簿の動員者数であると考えている。

留守名簿は昭和20年1月1日現在で作成されたものである。

平成5年に韓国に渡された「兵籍・戦時名簿」20,249人分は、朝鮮に在った軍管区司令部が作成したものを、引揚時第一復員局(陸軍)が、福岡県に渡し、福岡県から厚生省が引き継いだものである。

第126国会 衆議院-厚生委員会-会議録8号

1993年・平成五年四月十四日(水曜日) 民主党 加藤繁秋氏質疑

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)審議

加藤(繁)委員 問題は名簿の数でございますが、これまで軍人軍属の数は大体二十四万二千人ぐらいだというふうに厚生省は発表していると思います。実は公安調査庁が昭和二十八年に陸軍と海軍の軍人軍属の一覧表を出しているわけなんですけれども、合計しますと三十六万四千人になるわけなんです。そうしますと、これまで厚生省が言っていました二十四万二千人、これは確認してもいいのですけれども、そちらが正解なのか、それともこの公安調査庁が出している三十六万四千八百八十六人、この人数が正確なのか、どちらか、まずお伺いをしたいと思います。

佐々木(典)政府委員 ただいま公安調査庁の資料ということで、三十六万人という資料があるけれどもどうなんだというお尋ねでございます。

公安調査庁の資料ということでお話をちょうだいしましたので、私どもの保管しております資料を取り急ぎ調査をいたしたわけでございますが、何分四十年前のことということもございまして、その根拠となった資料は実は確認できなかったような状況でございます。

いずれにいたしましても、厚生省が把握いたしております朝鮮半島出身の軍人軍属の数につきましては、昭和三十七年の日韓会談時に公表しました約二十四万人というふうなところが現段階の数字でございます。

佐々木(典)政府委員 私ども、今申しましたとおり、現段階で把握しております数字は、昭和三十七年時点に公表しました数字以上のものは持ち合わせておられないわけですが、今お話のございました公安調査庁の資料ということで、確かに私どもも取り急ぎの調べでございますが、確たる根拠は見出せません。なお努力は続けますけれども、その点につきましては何とも今申し上げかねるところでございます。

吉岡吉典質疑・名簿調査

第118回国会 内閣委員会 第5号

平成二年六月一日(金曜日)

政府委員(川島裕君) したがいまして、概数等についてもわかっておりません。

国務大臣(坂本三十次君) それじゃ、三点目ですね。三点目は、この前の廬泰愚大統領が来日されたときに日韓外相会談がありまして、その席で韓国側から日本側に、強制連行者の名簿があったら提出を願いたいと、こういう依頼がありました。そこで私どもといたしましては、関係各省に当たって今調査をしておるといふ段階でございまして、韓国側から求められたのはその名簿を出してくださいということだけでありました。

吉岡吉典君 私は今の報告を聞きまして、概数さえもわからないということを知り、日本政府は今まで調べようとも全然してこなかったことがこれで明らかになったと思います。

・戦犯たちの運動と日韓会談

サンフランシスコ講和条約第11条

「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行する

ものとする」

大橋武夫国務大臣、51年11月14日の法務委員会「日本国民でなく - - 現在拘禁されておる者については、直接平和条約第11条には関係ないと思います」と答弁。同じ趣旨の答弁は、10日にすでに参院「平和条約及び日米安全保障条約特別委員会」で、西村熊雄外務省条約局長が行なっている。

「私どもと致しましては、第11条によって日本政府が刑の執行の義務を受けている者は、日本人たる戦犯同胞諸君であると考えているわけでございます」

調印から条約発効の直前まで、政府は朝鮮人を「釈放」する方向。

4月12日、政府答弁が一変。古橋政府委員は法務委員会において「11条で日本人と定めました者は、その犯罪当時におきまして、日本人として日本の戦争に関与しまして犯罪を犯した、そうして裁判当時にも日本人であった者」と解釈すべきである。したがって、「朝鮮、台湾人もここで11条に言う日本人と解釈するのでございます」と答弁。

11条による刑の執行のため、条約が発効した日に「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律」(法律103号)が公布された。

「この法律は、平和条約第十一条による極東国際軍事裁判所及びその他の連 合国戦争裁判法廷が科した刑の執行並びに刑を科せられた者に対する赦免、刑期の軽減及び仮出所が適正に行なわれることを目的とする」(第一条)

4月28日、スガモプリズンには朝鮮人28人、台湾人1人がいた。オーストラリアのマヌス島には、48名の台湾人戦犯(日本人は117名)が拘留されていた。

日本政府外務省は非公式に裁判国との折衝を続けていた。外務省としては西村の答弁にあるように「日本国民」に朝鮮人たちを含める考えはなかった。

条約が発効する直前の4月25日、外務省欧米局第三課員が、イギリス大使館にウオーターフィールド書記官を訪ねる。日本人でなくなる朝鮮人、台湾人戦犯を第11条により管理することは「日本側としては管理の権限がないとの解釈も成りたつ。についてはイギリス側でこれら戦犯を条約発効の日に釈放して貰へないだろうか」と申し出。書記官は、非公式に答えるとの前提で

「イギリス政府は一般的見解としては戦犯の問題を非常に重大に考へてゐるので、法律上の技術的な点、或ひは抜穴を利用して戦犯を釈放するやうな申出を好意に考へることはできないであらう」

日本側は釈放を問題にしているのではなく、「これら戦犯を止めておく権限はないにも拘らず戦犯を釈放しないのは不当ではないかと云ふことを関係者から問題にされた場合に日本側としては苦しい立場になるのでこのことを持出したのである。日本の拘置所から出した後、イギリスの監獄に入れようと、中国、朝鮮の監獄に入れようとそれはこちらとしては何等関知しないことなのだ」

戦犯の釈放に対する裁判国の答えは厳しい。日本は「釈放」を要求しているのではない。日本以外の国に引き渡したい、そのあと、どこに入れようとイギリス側の勝手であると答えている。

法務府は1951年9月ごろから、朝鮮人戦犯の拘留について法務部次長ヘーゲン(Parole Boar 担当)などと折衝していた。GHQは、戦犯は敗戦国の国民に限られないだけでなく、戦犯者とは、「戦時犯罪を犯した行為者本人をさすのであるから行為時又は裁判時において日本人であるならば、すべて平和条約第11条の「日本国民」に該当する、こう解釈していた。この解釈は、「たとえ日本政府に異論があっても各関係国との個別折衝を許さず、異議があるならば、総司令部を通じ関係各国に通知する旨の強い線が示された」GHQの法務部次長ヘーゲンに示されたように裁判国の戦犯に対する厳しい姿勢があった。

1952年7月30日、最高裁判決

戦争裁判では日本国民に裁判が宣告せられ刑が科せられたが、刑が科せられた当時原告らは日本国民であったこと

原告たちは、条約の発効直前まで、日本で拘禁されていたこと。この要件を備えているかぎり、その後の国籍の喪失や変更は、日本国の刑の執行義務には影響を及ぼさないというのである。

最高裁の判決がでた後、外務省は戦争裁判をした国に「日本国民」の解釈、判決についての意向を問い合わせていた。イギリスの回答は以下のようである。

「女王陛下の政府の意見によれば、朝鮮人及び台湾人に科された刑の執行につき日本政府のつとめ及び同国政府が日本国との平和条約第十一条中の「日本国民」の語につきこれらの戦争犯罪人を含むとの解釈を下したことは正当であります。女王陛下の政府は、日本国政府が引き続き右の方法で刑を執行し、本条約を解釈されることを期待します」

日本政府の解釈を正当と支持。オーストラリアも日本国民であったのであるから当然、服役すべきであると回答。オランダは判決当時日本国民、判決当時日本国籍をもっていたので法廷にかけられたのであり、韓国、台湾出身者といえども例外は認められない。フランスは、第11条にいう「日本国民」という用語は、条約により日本国籍を失った者には適用しないとの解釈。だが、フランス裁判には、旧植民地出身戦犯はいない。裁判国はいずれも朝鮮人・台湾人戦犯を「日本国民」として拘留を継続するとの回答を寄せた。国籍は関係ない、裁かれるべきは「行為者本人」であるとの考えである。

オランダは日本に、「⁷南⁷鮮政府から何か申入れがあったか」と質問(1953年11月17日)。これにたいして、土田委員長は「今日迄朝鮮政府は全く無関心の様にみられ何の申入れもない」韓国、台湾も自国の戦犯に対してほとんど関心をもっていない。

1955年7月28日、内閣官房副長官、外務、法務、大蔵、厚生省各事務次官会議の申し合わせで「巣鴨刑務所出所第三国人の援護対策について」。住居資金、生業資金などの貸付に道が開かれた。朝鮮人と台湾人の別に、一時住居施設としてそれぞれ別個に適当な更正保護会をして設置せしめることがきまった。その経費として総額600万円、生業資金として昭和30年度300万円を支出。厚生省が生業資金の貸し付けのために財団法人厚生助成会を設置、法人に貸し付けを行わせる。補助金はその後、追加された。昭和30年度300万円：31年度300万円：32年度45万円：合計645万円 法務省は、一時住宅施設のために1000万円の補助金。

一時施設は、台湾人関係3カ所、朝鮮人関係3カ所の施設が設けられた。朝鮮人は、東京の下北沢に第一清交荘(3世帯)、幡ヶ谷に第二清交荘(9世帯)、保谷に第三清交荘(12世帯)、それぞれ民間のアパートを借り上げての一時施設「清交荘」である。

「引揚者給付金等支給法」が施行(1957・5・17)された。戦犯に限り日本に居住する朝鮮人にも、引揚給付金が支給された。昭和32年度予算で、一人5万円の見舞金が出た。しかし、すでに帰国した者や刑死者は対象外。

1958年12月26日、閣議了解「巣鴨刑務所出所第三国人の移籍について」によって、生業確保、公営住宅の入居、一人一〇万円の見舞金。

公営住宅への優先入居は、建設省住宅局長が、東京都をふくむ17都道府県知事に第二種公営住宅の入居者の選考に当たって、戦犯を「住宅の困窮度が著しく高いもの」として優先的に取り扱うようにとの通牒(「昭和34年2月26日住発49号」)。

60年7月13日 タクシー会社の免許。

65年4月16日：社会党の島上善五郎が、質問主意書を出した。23日の佐藤栄作総理大臣の答弁書「韓国出身者の遺族補償については、日韓会談の請求権問題の一環として

韓国側は、徴用された韓国人軍人軍属及び労務者のうけた被害に対する補償を要求しているが、本件交渉は、未だ最終的妥結に達するにいたっていない」と回答。交渉中だが、もう少しで妥結される、解決は近い、こうK参事官から言われた。

65年12月18日に「財産び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」が発効。朝鮮人戦犯たちの請求権は「完全かつ最終的に解決された」。戦犯の問題は日韓会談ではまったく取りあげられなかった。「対日請求の対象外」だったのである。韓国外務部長官から駐日大使宛に出された訓令の中では、「戦後の連合軍による戦犯裁判に起因する韓国人の被害」について、「当初から日本に対する請求の対象ではない」との見解を示していた。在日韓国人戦犯については「その特殊性に配慮した措置が取られるよう、適切な時期に日本側に求めるようにされたい」と指示していた。この会談の内容が判ったのは日韓会談の文書が公開された2005年。

韓国政府は、1971年「対日民間請求権申告法」を制定、74年12月「対日民間請求権補償法」が制定された。

「日本軍による軍人、軍属及び労務者として召集あるいは徴用され、1945年8月15日以前の死亡者

1. 軍人・軍属として戦闘または職務中に死亡した者
2. 労務者で労務に従事中死亡した者
3. 軍人・軍属および労務者として戦闘、職務遂行又は労務に従事中の傷痕により死亡した者

この遺族を補償の対象としていた。1人あたり30万内ウオン（約19万円）の支払いをおこなった。

韓国政府は戦犯遺族の受理拒否「一九四五年八月一五以前の死亡」に限られていた。

日本政府は「すべて解決済み」。韓国政府は対象外。

1974年12月、泰緬鉄道の捕虜監視員だった姜泰協の遺族が遺骨を引き取りにきた。遺骨は帰された。だが、日本人の遺骨にそえた弔慰金と葬祭費はでない。わずかに駐韓日本大使から香典として1万円がでただけという納得いかなかった。

請願は

1. 韓国出身戦犯刑死者の遺骨をすみやかに遺族のもとに送還すること
1. 遺骨の送還にあたって、遺族に誠意と儀礼をつくすこと

韓国の遺族にも一言「すまなかった」といって欲しい。金額はいくらでもいい、戦後36年も放置してきた遺族に金一封ぐらい出してほし、葬式を出し、墓ぐらいつくる費用も出してもいいのでは――、そんな気持ちを「誠意と儀礼」に込めた。

1979年6月14日、請願が採択。事態はかわらなかった。

請願が採択された後、厚生省がまとめた「韓国出身戦犯刑死者の遺骨送還について」の手書きの処理メモ（57.7.7づけ）

「遺族が韓国内に居住している場合は、当該遺族の申し出により日本国政府から遺骨を送還する旨の了解がなされておりこの方式ですでに多くの遺骨を送還してきたところである。したがって、未送還の韓国出身戦犯刑死者の遺骨についても、遺族から申し出があればこの方式で送還してまいりたい。

また、送還にあたっては、日本国政府が韓国まで丁重に遺骨を護送するなど儀礼を尽くしているところである」

請願が採択されても厚生省は、これまで通りだという。その後も厚生大臣に陳情を繰り返した。遺骨送還を要請した。一銭の補償や賠償もつけなくてよければすぐにでも返します、こうした姿勢は変わらない。

・名簿と個人情報との関係

捕虜監視員となった軍属の名簿 韓国からの回答「その名簿は一般公開になってますが、外国人にコピーは承認を得ないとできないので無理だ」 捕虜監視員の名簿を見るにはソウル(支院)より大田国家記録院(本院)へ行かれた方がいい。しかしその名簿のコピーはできないと聞いております。その理由は日本の政府から提供されたもので外交問題になる可能性がある」 2007年12月

資料

強制動員真相究明ネットワーク真相糾明

2008年5月

内閣総理大臣 福田康夫 様

戦時下朝鮮人強制動員被害者の名簿など被害認定関係資料の調査と提供に関する要望書

日本と韓国の戦後の歴史のなかで、今こそ名簿調査とその提供を必要としている時期はありません。日本と韓国の歴史的和解を進めるための実際的、具体的な事業として、日本政府が名簿調査と被害認定資料の提供を全力をあげて実施すること、私たち民間団体がそれに総力をあげて協力することが必要だと考えます。

つきましては、以下の事項について要望いたしますのでご回答ください。

1. 以下の調査を行い名簿など被害認定資料の有無を明らかにすること

日本政府が保有していると思われる資料の調査

外務省 引揚げ・送還に関する資料、

GHQ との連絡調整関係資料

GHQ の預金勘定で、賠償庁が譲渡された朝鮮人口座関係資料

厚生労働省 厚生年金名簿、引揚げ・送還に関する資料、

戦後に届けられた未払い金関係の名簿

法務省 供託金関係の資料として、未払い金供託名簿、供託書副本、

通産省 鉱山などの変災報告書(事故報告書)

地方公共団体が所持していると思われる資料の調査

市町村に残されている戸籍届、戸籍受付帳、埋葬火葬の許可に関する記録、

大学、図書館、博物館、公文書館など公的機関が保有している資料の調査

企業が所有している関係資料の調査

民間人などが保有している資料の調査

2. 調査に必要な体制と調査権限を確立して実施すること

日本政府が行う朝鮮人強制動員関係資料調査の実施にあたっては、閣議決定を行い、予算処置と実施体制を整備すること。

民間の研究者などの協力を得て調査をすすめる体制を確立すること。

3. 調査の結果、その存在が確認された名簿資料類については、速やかに韓国政府に提供すること。また、歴史的資料として保存し公開すること。

以上

最新の韓国状況

崔 鳳泰 (チェ・ボンテ) 氏 (弁護士・韓国代表原告)

1. 法律の制定と実施.

太平洋戦争前後、国外強制動員犠牲者等支援に関する法律 (以下被害者支援法という) が国会で 2007.12.10. 法律第 8669 号として制定されました。

その後、今年 2008.9.1. から被害者たちから被害者支援法によって慰労金などの申し込みを受けていて、ごく最近の 2008.10.30. 国務総理傘下 太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会 は全体会議を開いて、慰労金に対して初めて支給議決をしました。

このように現在、韓国では日帝被害者たちに対する、わが政府の支援が本格化しています。言論では “ まともな被害補償は今回が初めて ” という題名で報道しています。

2. 被害者支援法の実施による法的紛争の発生

しかし現在実施中の上の被害者支援法は、多くの限界を持っています。まず法の名が補償ではなく支援として、被害者たちに対して法的権利を認めた後、その権利を救済するのではなく、根本的な限界を持っているし、このような根本的な限界は、わが政府が韓日請求権協定を全面公開しながら明らかにしたように、反人道的不法行為に対してはその法的責任が日本側にあるとして、この部分に対する補償責任をわが政府が否定している一方、わが政府の主張とおりなら、このような不法行為に対して今も法的責任がある日本側では、関連資料をまだ公開しないまま、韓国政府の法的見解発表に対して同意するのか、しないのかに対して明確に明かしていないのに起因するのです。

このように補償ではない恩恵的次元の支援なので、支援対象に対しては国内強制動員被害者を完全に排除しているし、国外に強制動員されてから生還したが、現在までに死亡したほとんどの被害者を、慰労金対象からやはり排除して、現在生存している強制動員生存被害者も慰労金対象から除きながら、ただ医療補助費として月 7 万ウォンにしかならないお金を支給することにとどまっていた、被害者たちの間には強制動員されて生き残ったことが罪なのかと、嘆いている状況です。同時に、金 2,000 万ウォンの慰労金の対象になる解放前国外強制動員死亡者の場合にも、実際独身で強制動員され犠牲になった場合が多いのに、その慰労金の支給対象に死亡者の甥を除くなど、民法上相続人の範囲を極めて制限し、それすら対象になる場合に慰労金を貰える人がいないという問題記事が出ている状況です。

政府は被害者たちには、上のお金が補償ではなく慰労金なので、予算上の理由から支援対象をごて制限し、死亡者に対する慰労金の額も、補償だとしたらありえない少額でも、理解してくれと言っているが、一方では慰労金などを受けるためには被害者支援法第 18 条 1 項、同法施行令第 16 条、別紙第 13 号書式に基づく同意書を提出しなければならないのですが、上の同意書には “ 申請者が慰労金などを貰った時には、その事件に関して同じ内容で裁判所に提訴しないなど、いかなる方法でも再び請求しないことを誓約します。 ” という内容の誓約を要求し、実質的に補償に対する責任を免れようとするのではないかと思われる、上の内容によって被害者たちの裁判請求権を含めた基本権が侵害されると、原告たち

によって現在憲法裁判が提起されている状況です。

同時に韓国政府は韓日請求権協定文書を全面公開しながら、反人道的不法行為に対しては日本側に法的責任が残っていると明らかにしたのに、この部分に対して日本政府と追加交渉をせずに、甚だしくは日本政府と韓日請求権協定の解釈を取り囲んだ紛争が発生していても、その紛争さえ解決しようとしなくて、このような不作為に対して憲法訴願がやはり提起されている状況です。特に原爆被害者の場合には、わが政府が韓日請求権協定の適用対象外と明らかにしたのに、文書公開後 3 年が過ぎても日本政府とこの問題に対して交渉をせずに、結局韓国原爆被害者協会会員たち全員が 2008.10.29. 憲法裁判所に、公権力不作為に基づく憲法訴願を提起し、憲法裁判所で事前審査を終え、現在本案心理手続きが進行中です。

3. 問題解決のための被害者たちの努力状況

このような問題点を解決するために被害者たちは、政府から出る支援金を組織化して日帝被害者共済組合を作り、力強く闘いをしようと動いています。この核心的な主体は、ポスコを相手にした原告団です。

周知のように現在、韓国の被害者たちは請求権資金を使った代表的企業であり、日本の新日本製鉄株式会社の株主であるポスコを相手に、訴訟を進行中です。この訴訟で被害者たちは戦争責任企業の株主として、日本の最高裁判所 2007.4.27. 判決の主旨による履行を、新日本製鉄株式会社の株主総会などで促してくれとポスコに主張をしているし、ソウル高等裁判所で現在調停が進行中です。この訴訟で被害者たちは 1) ポスコ総売上額の 1%を、被害者共済組合に支援すること 2) ポスコが被害者支援法から疎外された被害者たちに、慰労金を支給すること 3) 新日本製鉄株式会社とポスコが今年 2008.4.9. 東京で共にした慈善公演を韓国で日帝被害者たちのためにして、その収益金を被害者共済組合に支援することなど、3つの内の一つを選択せよと促しているし、2009.1.7. までにポスコが検討した後、答を提示する事になっています。

あわせて韓国で注目しているのは最近、韓国航空宇宙研究院がアリラン 3号打ち上げ業務を外部に依頼する過程で、三菱重工業株式会社が競争相手と比べて半額で入札して落札し、優先交渉対象者に指定になるなど積極的営業活動をしていて、これに対して韓国の原爆被害者たちが強く反発しているという事実です。被害者たちは三菱重工業株式会社の営業的利益を考慮しても、現在釜山高等裁判所で進行中の訴訟で包括的な和解をするように促している状況です。

また 2007.4.27. の日本の最高裁判所の判示趣旨を、日本政府も履行するために韓国の被害者たちは供託金等未収金 1円当り、支援金が 2,000 ウォンであること受け入れ難いとして、韓国政府が率先して日本で保管中の供託金などを返還できないのならば、正当な補償をしなさいと異意を申し立て始めています。

4. 終わりに

このように韓日請求権協定の全面公開で、原告のような被害者たちに対する救済問題が韓国社会だけで、初めて社会の懸案として台頭している状況だが、日本でも全面公開されこれをきっかけに日本政府及び日本企業の最終的な責任移行を牽引し、韓日間に法治主義と民主主義が定着するようにならなければならないでしょう。

短いようで長かった3年

元・朝日新聞記者 中島 昭夫

歴史研究者や弁護士ら専門家も加わった3～400人の日韓両市民が、手を携えて「日韓会談文書・全面公開を求める会」を結成してから3年、外務省に対して最初の公開請求をしてから2年半。この間に、7次に及ぶ会談のうち4次～6次分の記録が不開示部分も含め6万ページ公開され、精力的に解読を進めているという。さらに、外務省を相手に裁判も次々と起こし、度を越した決定の引き延ばしに対し国家賠償を求めた第1次訴訟で勝訴し、不開示に対しては2次、3次訴訟を闘っている。

こうした多くの成果を勝ち取るまでに3年とは、短いようでもあるが、手を抜かないその取り組みの跡を仔細に追うならば、3年もかかったというべきだろう。それだけ、いまなお政府・外務省が旧来の秘匿体質で凝り固まっていて、これをこじ開けるには大変な労力を要するということである。

私事ではあるが、私は4年ほど前まで勤めていた新聞社で、情報公開法を新たな取材の手段として特ダネを入手しようという全社プロジェクトを事務局スタッフとして切り盛りしていた。その一環として、日韓会談録の公開請求にも取り組んだ。しかし、外務省の徹底した引き延ばし作戦に遭い、スピードを旨とする新聞社は取材に訴訟を持ち込むことに消極的なこともあって、未決着のまま定年を迎え、実際のところ、結果はうやむやとなってしまった。

そんな自責の念もあって恥ずかしいのだが、会のみなさんの粘り腰には敬意を表し、大いに拍手を送りたい。

1．結果の背景に好条件

そうした失敗をした私だが、みなさんの会から弁護士さんを通して要請があり、結成の翌年9月、会の集会で「外交文書と情報公開」と題して私の乏しい知識、経験をもとに話をさせていただいた。

そこではまず、みなさんの取り組みの意義として、日本の情報公開法では世界中のだれにも請求権があるので日韓の両市民がいっしょに公開請求できたこと、韓国側がすでに会談録を公開しているのを踏まえ、一方の政府が公開すれば他方の公開を迫りやすいという取り組みの「条件のよさ」を強調させてもらった。

2．法改正が政府・外務省を変える抜本策

とはいえ、みなさんががんばっても、前例主義、事なかれ主義、国民軽視の体質で固まる政府・外務省は、そう簡単には変わらない。

河野フルシチョフ会談録の北方領土部分は審査会も不開示を認める。日米両政府による沖縄返還などをめぐる「密約」も、米側が認めるのに、日本側は一貫して認めない。その証拠文書をすっぱ抜いた元毎日新聞記者の訴えに対し、裁判所までもが地裁、高裁と論点を外した判決を出し続けている。

「原則公開」の情報公開法の規定にそもそも問題があるのだ。その例外規定の一つ、第5条3号（国の安全等に関する情報）は、行政機関の裁量を大幅に認める。行政改革委

員会の情報公開法要綱案にはなかったフレーズを政府・与党が差し込んだ(「公にすることにより……交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」)。

確信犯ともいえる外務省の大幅な処理遅れに対しては、会のみなさんが国家賠償請求の裁判で闘って、裁判所が外務省の非を判決で認めた。現代の民主主義にとって情報はいのちであり、遅すぎる情報は腐る。法がうたう国民主権(第1条)原則公開(第5条)に明らかに反し、違法なのである。

それにもかかわらず、法は、請求受理から決定までに30日という原則を超えて30日の延長を認める(10条)うえに、政府解釈によれば担当職場の仕事の繁忙までを理由とできる大幅延長の特例を認めている(11条)。また、不服申し立てを受けて審査会に諮問するまでの期間についても、「すみやかに」という限定の言葉すらなく、2年を超える野放図さを外務省に許している。法の施行から4年後の見直し(2005年)がその付則で定められていたが、所管庁の総務省が人選した行政学者らの検討会が改正を見送ってしまったのである。

3 . 米国・情報自由法の74年抜本改正にならえ

世界各国の情報公開法のなかで、先進性がもっとも高いといわれる米国の情報自由法(F O I A)。その特徴的な仕組みの大半は、1974年の大改正によって設けられた。情報公開訴訟で裁判官が非公開文書をじかに見分できるインカメラ審理の導入をはじめ、国が敗訴したら原告側の弁護士費用までも負担させる規定、行政職員の意図的な裁量権乱用への罰則規定など、司法に手厚い規定を中心に利用者の法の使い勝手を飛躍的に引き上げた。

このような抜本改正がなぜ実現したのか。政府のあまりの秘匿体質に国民・市民の怒りが爆発したからである。

歴代大統領のなかでひととき悪名の高いニクソン大統領の統治下に、与党・共和党員が政敵の民主党本部に情報を盗みに潜入したウォーターゲート事件のほか、環境問題をめぐる訴訟で大統領が秘密指定ができる大統領命令を連邦最高裁までが秘匿性の是非を抜きに認める判決を出したことなどを象徴的な出来事として、政府の秘匿体質に市民らが怒り、これをメディアが書き立て、議会も立ち上がったのである。F O I Aはなんのためにあるのか、なんと無力な法律か と。

抜本改正案を上下両院が可決すると、失脚したニクソンの後継、フォード大統領が拒否権を発動した。すると上下両院ともが与野党こぞって3分の2以上の圧倒的多数で再可決したのである。

会のみなさんも74年F O I A大改正にならって、これからも政府・外務省の秘匿体質に対し怒りを大いに爆発させ、世間の幅広い市民らの共感・支持を得て、メディア、議会を巻き込んで、情報公開法の抜本改正に持ち込んでいただきたい。

日本における日韓会談関連外交文書公開運動の現状と課題

共同代表 吉澤文寿

日本において日韓会談関連外交文書（以下、日韓会談文書）の公開を要求する運動が始まった背景には、日本政府や企業を相手とする戦後補償要求裁判において「日韓協定で解決済み」とする判決が増え始めたことがある¹。

これを受けて、韓国では植民地支配による被害者 99 人が 2002 年に同文書の公開を要求した。この時点では原告が一旦敗訴したが、2004 年 2 月にソウル行政法院が「日本を相手に訴訟を進めている原告 53 人に韓日協定文書のうち損害賠償請求権関連 5 件の文書を公開せよ」²とする判決を下したことを契機として、2005 年 1 月に韓国外交通商部が日韓会談文書 5 件を公開するに至った。

韓国政府による文書公開は日本で戦後補償を目指す人々に大きな勇気を与えた。そして、2005 年 12 月に日本で「日韓会談文書・全面公開を求める会」が結成され、2006 年 4 月に同団体が日本の外務省を訪れ、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、情報公開法）の手続に従って、日韓会談に関連するすべての公文書の開示を請求した。

これにたいして、外務省は同年 5 月に、2008 年 5 月までにすべての文書について開示決定すると回答したものの、2007 年 11 月の時点で開示決定された文書はわずか 7 千枚に過ぎなかった。ところが、同年 12 月に東京地裁が「請求から 1 年 7 ヶ月を過ぎても結論を出さないのは国の不作為」とする判決を下したことで、外務省は開示決定を急がざるを得なくなった。その結果、2008 年 4 月および 5 月に約 5 万 2 千枚の外交文書について開示決定した。

2008 年 10 月現在までに開示された文書の一覧を別表で示した³。いまだに外務省の一室に眠っている文書の存在を完全に否定することはできないが⁴、おそらくこのリストは外務省が管理する日韓会談関連外交文書の全体を示しているといえよう。その開示状況を検討

¹ 金昌禄「韓国における韓日過去清算訴訟」（『立命館国際地域研究』第 26 号、2008 年 2 月）。

² 聯合ニュース「法院“韓日協定文書一部公開せよ”」2004 年 2 月 13 日付。

³ この一覧表は外務省が開示決定し、個々の文書に番号をつけたものを基準にしたものであり、重複がある（文書番号 127～132 と 138～143 「日韓国交正常化交渉と国会論議」）など、研究資料としては不完全であることをお断りしておく。

⁴ 例えば、1992 年 8 月 14 日に放送された NHK スペシャル「報告調査 アジアからの訴え 問われる日本の戦後処理」で紹介された「対韓経済技術協力に関する予算措置について」（1960 年 7 月 22 日付）という外務省内文書は「日韓国交正常化交渉の記録 総説 7」（文書番号 505）の文中に確認できるだけで、原本は開示決定されていない。このほか、太田修が指摘するように、大蔵省理財局外債課『日韓請求権問題参考資料（未定稿）（第二分冊）』1963 年 6 月（第一分冊、第三分冊の存在が想定される）や韓国人の対日請求権の「消滅」を国内法で定めた「財産及び請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（1965 年 12 月 17 日）の作成過程に関する資料もない（太田修「第 4、5、6 次開示文書についてのコメント」（「日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース」（以下、「求める会ニュース」）第 12 号、2008 年 7 月 11 日付、14 頁）。これらは紛失の可能性もあるが、現時点では同文書の存在自体について判断できない。

すると、開示枚数 59763 枚⁵、開示文書数 1916 件、開示文書数 1369 件、不開示文書数 23 件、部分開示文書数 524 件である。すなわち、開示決定された文書のうち約 28.5%が不開示または部分開示決定であった⁶。

その内容を見ると、文書の作成年月は 1946 年 10 月から 1971 年 11 月までである。

主題は基本関係、財産請求権、在日朝鮮人の法的地位、漁業、文化財、竹島（独島）、在日朝鮮人の「帰国」、経済協力、船舶という日韓会談の議題を網羅するものである。

文書を性格別に分類すると、

第一に政策（案）であり、日本政府（外務省）の方針、方針案、対策、対策案、試案、協定案、訓令、対処要領、各省庁の意見などが含まれる。

第二に議事録類であり、議事録（速記録）、議事要録（議事要旨、会談要旨、会談録、会合記録）、非公式会議記録などがこれに当たる。

第三に、過去の会談の経緯を整理、記録し、問題点や課題を整理した文書類がある。

第四に、会議状況報告や出張報告の類がある。

第五に、その他の部類として、書翰類、日韓の国会論議要旨、内外の動静（韓国動静、各国の態度）、年表、日誌、資料集、目録、報道資料、翻訳（主に韓国の雑誌や新聞記事など）が挙げられる⁷。

上述のとおり、現在、「日韓会談文書・全面公開を求める会」は情報公開法第 5 条 3 号⁸以下に該当するとして不開示とされた部分の開示に向けて訴訟活動を続けている。

外務省はとくに日朝国交正常化交渉を理由に韓国政府の対日請求権や在朝日本人財産に

⁵ 「求める会ニュース」第 11 号（2008 年 7 月 11 日発行）には 58343 枚とあるが、報告者が改めて確認した数字を示した。なお、不開示部分が開示されると、当然この数を上回ることになる。

⁶ 韓国ですでに開示された内容はほとんど開示されているが、精査すれば不開示となっているものもある。とくに不開示文書には内部資料が多いため、韓国で公開された文書と対照できるものは比較的少ない。また、開示された文書にも問題があることは「日韓会談文書・全面公開を求める会」会員の李洋秀が 1965 年 6 月 11 日の在日韓国人法的地位小委員会の会議録を日韓比較し、具体的に指摘している（李洋秀「呆れ果てたる外務省の開示内容！いったいこれで『開示』といえるのか！！」（前掲「求める会ニュース」第 11 号、17 頁）。

⁷ 前掲、太田修「第 4、5、6 次開示文書についてのコメント」。ここで挙げた文書の性格は開示決定されたすべての文書に該当する。

⁸ 情報公開法には行政機関の長が不開示情報に指定できるものとして、個人に関する情報（第 5 条の 1）、法人等に関する情報（第 5 条の 2）のほか、以下の事由が掲げられている。

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（第 5 条の 3）。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（第 5 条の 4）。

国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第 5 条の 5）。

国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（第 5 条の 6）。

「日韓会談文書・全面公開を求める会」では、あまりにも不開示部分が多いことから、個人、法人等に関する情報を除く不開示部分に限定して、開示を求める運動を進めている。

ついでに試算、財産請求権問題にたいする方案などを不開示としている⁹。南北朝鮮にいる日帝被害者の権利回復のためにも、一日でも早い不開示部分の全面開示が望まれる。

最後に最近の学会において日本及び韓国で公開された日韓会談文書を用いた研究報告の事例を紹介しておきたい。まず、今年 10 月 25 日に筑波大学で行なわれた国際政治学会第 6 部会「新公開外交文書による日韓国交正常化過程の再検討」では以下のような 3 本の報告が行なわれた。

李元徳「歴史としての日韓基本条約研究 日韓外交文書公開の意義」

浅野豊美「アメリカ管理下の帝国清算過程としての日韓会談 引揚・在外財産と徴用・補償問題」、李鍾元「韓国公開外交文書に見るアメリカと日韓会談」¹⁰。

また、11 月 7 日には韓国ソウルの韓国言論財団プレスセンターで行なわれた国際会議「外交文書の公開と韓日会談の再照明」では、9 本の報告のうち、以下の報告で日韓会談文書の分析が行なわれた。

長澤裕子「対日講和準備期 日本の在韓財産要求と「敗戦国の公平性」主張」

南基正「サンフランシスコ講和条約と韓日関係」

吉澤文寿「日本の日韓会談関連外交文書の公開現況について：財産請求権問題を中心として」

チョ・ユンス「平和線と韓日漁業協商」

イ・イボム「韓日基本関係条約の協議過程にたいする実証分析」

木宮正史「韓国の対日「安保経済協力」の起源としての韓日国交正常化」

キム・ヨンミ「会議録から見た韓日会談韓国代表団と会談主導者」¹¹。

そのほか、吉澤は 11 月 14 日に立命館大学コリア研究センターで行なわれたシンポジウム「浮遊する在日コリアン - 同化と差別のなかで」において、「日韓会談と在日朝鮮人の脱植民地化 第 1 次会談における退去強制問題を中心に」とする報告を行なった。

このように日韓会談文書の研究が始まる一方で、戦後補償裁判の焦点がますます日韓協定に絞られているのも現実である。

昨年 9 月 19 日の富山地裁における第 2 次不二越強制連行・強制労働訴訟における原告敗訴の判決、今年 11 月 11 日の最高裁による名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟原告等の上告棄却の理由はいずれも日韓請求権協定によって原告が訴権を失ったとするものであった。また、現在進行中の靖国合祀取消訴訟でも国は日韓請求権協定によって原告が訴権を失ったと主張している。

上記のような現状を踏まえると、日韓会談文書の公開は今日の植民地責任問題の焦点について、より公明正大な議論を行なうために必要不可欠であるといえる。

そして、わが会が目的とする「日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる」ために、引き続き努力していかねばならないことを痛感せざるをえない。

⁹ このほか、日韓関係で竹島＝独島問題が懸案として浮上していることを理由に、この問題についての記述に不開示決定が目立つ。

¹⁰ 国際政治学会 HP <http://www.soc.nii.ac.jp/jair/kenkyutaiikai/2008/2008bukai.pdf> より

¹¹ 当日配布されたレジュメ集『外交文書の公開と韓日会談の再照明』より。

日韓会談の今日的意義 (シンポジウムでの発言内容)

李洋秀(イー・ヤンス)

ただ今ご紹介にあずかりました李洋秀(イー・ヤンス)です。

今日の今日まで、ここで私が発言する予定ではなかったのに、皆さま方のお手元にレジュメも何もありません。

それでも、この三年間、韓国側文書 3 万枚の内、5 千枚を一人で翻訳し、日本側の黒塗り部分の対照表も作り終えましたので、日韓会談に関しては思うところが多々あります。あの日韓会談とは果たして何だったのか？ 勿論 40 年も 50 年も昔の話で、また多くの問題は既に解決され、今日的課題ではありません。竹島を除く漁業問題、平和線(李ライン)、船舶の返還問題、大村収容所に収監されている人たちの送還問題、文化財の返還問題、北朝鮮帰還事業の問題等は過去の話です。

しかし請求権問題と在日の法的地位問題は、いまだ根本的な解決をみず、今日の問題として残されました。多くの戦後補償裁判が、全国のあちこちで提起されているのが、その証拠です。

私自身が在日韓国人、日韓協定の対象者

また、私自身が、在日韓国人、朝鮮人として、日韓協定による永住権の対象者なのですが、私はこの協定に反対の立場から、最後まで協定永住権を取りませんでした。

勿論私は 36 年植民地支配の責任をとって日本が謝罪し、韓国に賠償金を払い、それによって韓国の経済が発展し、『漢江(ハンガン)の奇跡』と呼ばれた歴史を否定するつもりはありません。しかし、在日の生存権、在留資格、教育、就職、すべてを当事者である在日のわれわれを抜きにして、日韓両政府間で政治取引の材料にされた、ということ絶対に認めることはできません。

日本にある民族学校はほとんどが皆、総連系の北朝鮮を支持する学校です。私が生まれた愛知県豊橋市にも、やはり民団系の学校は存在しませんでした。小学生が東京や大阪の民団系の学校に毎日 300 キロ通うのは不可能です。したがって母国語を習得するには、総連系の学校に通うしかありませんでした。でも、そこでは徹底した反日教育が行われていました。『日本人は「にほん」か「ニッポン」なのか、自分の国の名前も決められない劣等な民族だ』とか。そんな学校に対して、日本政府や文部省が嫌うのは理解できます。でも、韓国政府が、民族教育を弾圧する日本政府に加担するということは、韓国政府が韓国人に韓国人であることをやめよ、と言うに等しい、あり得ない理屈です。

強制退去とセットの永住権

そして在日の三世、四世問題は何の解決も見ず、棚上げにされました。90 年問題と言います。つまり「日韓条約が結ばれた 25 年後、1990 年にはもう在日などみな帰化してしまっていないなくなる。だからこの問題も必要なくなる。そして自分たちはもうみな年寄りで、1990 年には死んでいなくなっている。あなたも私もワッハッハ」と決められたのが、日韓協定による永住権でした。

しかし 1990 年になっても在日は消えませんでした。そして民団系、総連系を問わず、何の申請や許可も要らない特別永住権が、三世、四世まで含んで認められました。つまり日

韓会談ではこの問題に関して、何も決めらなかったのです。

しかもこの日本政府の言う永住権というものは、強制退去とセットになっています。この国から追い出されることが前提の、強制退去の、どこが永住権なのでしょう？

一般的に誰かが罪を犯せば、民事的責任や社会的制裁を別にすれば、懲役刑で刑事罰は終わります。しかし、在日にはその刑を務め上げた後に、強制退去という二重の罰が待っています。日本で生まれ育った在日にとって、言葉も通じない、親戚も友人もいない、職場や生活手段も住むところもない国への追放という罰は、終身刑や島流しに等しいような、重い罰です。事実、寸又峽事件を起こした金嬉老(キム・フィロ、本名権嬉老クォンフィロ)は、熊本刑務所で30年の服役を終えた後、韓国に送られました。

そもそもこの日韓会談が始まる1951年というのは、朝鮮では戦争中でした。北朝鮮では今は、金日成(キム・イルソン)が朝鮮を解放させたという歴史を捏造していますが、私が小学校で習っていた1961年頃には、まだ『ソ連解放軍のおじさんたち、ウラー(万歳)!』と教わっていました。清津や羅津、満州等で熾烈な戦闘をくり広げたソ連軍が北朝鮮を解放したひと月後に、このこと後からくっついて来て、すっかり国家元首の地位に収まったのが金日成でした。そして米中ソ代理戦争的な様相を示す同族相殺の朝鮮戦争をしかけ、多くの民間人を含む300万人の死者を出し、半島の半永久的な分断は今も続いています。

それに対する南朝鮮側も、たいして自慢できるものではありませんでした。上海や重慶にあった大韓帝国の臨時政府の金九(キム・グ)や呂運亨(ヨ・ウンヒョン)らは、このまま日本が敗戦したら自分達は戦勝国の恩恵にあずかれないので、対日宣戦布告をしたいと米国に協力を要請するのですが、にべもなく断られてしまいます。自らの手で祖国を日本の植民地から解放できなかった南北朝鮮では、米ソ両大国が連れて来た傀儡政権でした。米国は当時米国内に亡命中だった李承晩(イー・スンマン)を政権のトップに据えます。

外交経験皆無の韓国側

そして日韓会談が始まるのですが、韓国側は3年前まで国家というものがなかったのですから、当然外交というものを知りません。それに対する日本側といえば、19世紀半ば黒船のペリーに開国を迫られて以来、遭難して米国滞在経験のあるジョン万次郎を通訳に雇ったりして、欧米の植民地になる道を免れる等、外交交渉の何たるかを知りつくした百戦錬磨の経験の持ち主でした。

そんな李承晩が日韓会談の代表に送り込んだ人物が梁裕燦(ヤン・ユチャン)でした。しかし彼は李承晩が米国滞在中、お世話になった人の息子というだけで、韓国に住んだことがなく、韓国語も覚束ない、韓国のことを何も知らない人物だったそうです。そんな輩に在日のことなんて、判る筈もありません。

「韓国のことを知らないこんな人物は、会談の代表としてまったく不適格だ」と、そういう事実も今回公開された日本側の文書から出てきました。韓国側文書の中では、自分たちの代表の悪口を書かないでしょう。

案の定、在日が弁護士になれるかどうかというテーマが日韓会談で話し合われた時、日本側は「日本には弁護士になるのにまったく差別がないので、在日が弁護士になるのに何の障害もない」とウソを言います。そんなウソに韓国側はコロりとだまされ、何の調査も事実確認もせずに、「ああ、それは良かった」と会談を終えてしまうのです。

事実は、確かに司法試験では国籍制限はされないのですが、司法修習生になる時、国籍条項があって、完全に締め出しているのです。大変な闘いを経て、遂に在日の中から初めて故金敬得(キム・キョンドク)氏が弁護士になれたのは、この第14次在日韓僑法的地位分科委員会が開かれた1951年12月6日から26年も経った、1977年の3月のことでした。こういう内容を、私は季刊誌『戦争責任研究』に4回に分けて掲載したので、是非ご一読願いたいと思います。会のホームページに全文載っていますから簡単にアクセスできます。

アメリカの日系人強制収容問題

ここで次の請求権問題に移る前に、戦時中アメリカの日系人強制収容の問題に触れたいと思います。これは戦後補償の裁判の規範や基準となる金額や、謝罪内容が初めて出たものなので、非常に関係が深いと思われます。また2008年10月19日に開催された「9条連」の集まりの中で、当会の共同代表でもある西野さんが日系人強制収容問題に言及されたのですが、表面的な軽い話しか聞かれず、とても惜しい思いをしたせいもあります。なぜなら私は1988年5月に在日の指紋拒否、反外登法運動で訪米し、日系人の人たちと多く接触したからです。同じ年の12月にはこの運動NCRR(強制収容賠償全米委員会)のキャシー正岡さんを日本に招請して、国際キリスト教大学や各地で講演して貰い、日本テレビでも、ニュース枠で放送されました。

まず大事なはこの日系人強制収容というのは、明白な人種差別だということです。当時米国はイタリア、ドイツとも戦争をしていたのに、強制収容したのは日系人だけでした。それでは何を基準に日系人を定義したのでしょうか？ 彼らは皆、米国の市民権を持つ米国人です。国籍ではなく血統が問題にされました。どんな人でも両親は二人、祖父母は四人、その上の曾祖父母は八人という計算になります。そのまた上の高祖父母が問題になりました。つまり16人の内、ひとりでも日系人が混じっていれば、「ダーティー・ジャップ」として収容されました。そんな基準で言えばハーフの私などは、日系人としての血が最も濃いと言わざるを得ません。

また全米各地で会ったお年寄りの中には、日本語を使うのは60年ぶりという人たちが多くいました。これは日本ではあまり知られていないと思いますが、1927年、米国は日本からの移民を『イエロー・ペレル(黄禍)』として禁じたのです。

日本は、古くは北海道開拓、満州、ハワイ、ブラジル、ウルグァイ等中南米へと移民を送り続けました。これは移民とは名ばかりの、棄民政策とも言えます。姥捨て山、口減らしです。

日本は人口過剰だから、在日に食べさせるおコメがもったいないという話も日韓会談で出て来ます。その結果が北朝鮮帰還事業でもありました。現在の日本は人口減で当時と状況は大きく違い、ブラジル等外国系の単純労働者を受け入れたのに、国の外国人政策はかつての棄民政策と何の変わりありません。この不況で、しわ寄せが一番立場の弱い、そういう人たちの首切り、福祉打ち切りとなって表れています。

さて、そんな日系人の賠償運動ですが、当初当事者である一世たちはあまり積極的でなかったというより、むしろ反対の立場でした。運動の中心は三世たちだったそうです。どちらの意見も理解できる二世は、間で右往左往していたとか。

反対の理由は、「戦後40年以上経って、今さらこの問題を蒸し返しても、忌わしい記憶が蘇るだけだ。ロス近郊に何千万円にもなる邸宅と広い土地を持っていたのに、強制収容され帰って見たら、みな収奪されていた。収容所では大変な苦勞をして、その間多くの人亡くなった。日系人は敵成人ではないということを証明するため、ヨーロッパ戦線に出

た人も多い。そしてやはり多くの死者、犠牲者を出した。そんな大変なことを、今になって雀の涙のような2万ドルで解決しろなど、聞く耳ない」というものでした。

しかし三世たちは「全米のみならずカナダや日本に戻った対象者まで探し出し、レーガン大統領直筆の謝罪の手紙を直接渡す」という行為にまで反対しますか？ という問いに対し、謝罪を受け入れない人はいませんでした。

この2万ドルという基準が、従軍慰安婦(性的奴隷)にされた人たちへの賠償金や、日本政府が民間に代用させた国民基金の金額等にも影響を与えています。日韓会談で韓国側が要求した被徴用者補償金の金額、生存者200ドル、死亡者1,650ドル、負傷者2,000ドルという数字は、1ドル360円時代の換算率を考慮しても、あまりに安過ぎると言えるでしょう。

今回、日本側が開示した中の黒塗り部分

ここからやっと本題に入りますが、時間はあとどれ位ありますか？ と私が問いましたところ司会者から「2分」の返事がありました。

2分では何も喋れないのですが、ここに日本側が黒塗りで隠した部分が、韓国側や日本側の資料から明らかになったものの対照表が155頁あります。これを全部紹介するには1時間くらい欲しいのですが、それでもつ二つ、三つは紹介できると思います。

まず6次開示908の1118から1頁目。文化財返還問題で、「東京国立博物館から韓国に寄贈(返還ではなく寄贈となっている)する美術品のリスト」の品物の名前、個数がすべて黒塗りです。そして出土地は全部、何何であると隠しています。ところが同じファイルの次の頁には、これらの品物の名、金製耳飾り二個とか鉄製刀子残欠五個とかが、すべて明らかになっています。出土地も「慶尚南道(キョンサンナムド)昌寧郡(チャンニョングン)昌寧面(チャンニョンミョン)校洞(キョドン)」とはっきり明記しています。一体何を隠しているのでしょうか？

次は5次開示1005文書番号1166「日韓予備交渉(第26~30回会合)」36~37頁の1963.3.14第6次日韓会談第2次政治会談予備折衝第30回会議が約半頁以上黒塗りになっていますが、これに対応する韓国側登録番号738「第6次韓日会談第2次政治会談予備折衝:本会議、1-65、1962.8.21-64.2.6全5巻の内V.3」の222~223頁を見ると、ここでは竹島問題が討議されています。隠された部分の内容を紹介します。

「崔(チェ)参事官：これは他の問題だが、ひとつ明らかにしておきたいのは、池田首相は国会答弁で韓日問題は独島問題まで含めて一括解決すると言ったが、独島問題は従来韓国側が主張したように、元来韓日会談の議題ではないので、この問題は会談とは別途に議論されなければならないと思う。

後宮局長：首相が一括解決するというのは、独島問題が同時に解決されなければならないというのではなく、解決の最終方法を明白にしなければならないということである。」

この文の一体どこが機密事項なのでしょう？ 外務省はホームページで堂々と「竹島は日本の固有領土である」と主張している筈です。話し合いがあった事実ですら隠すのなら、領土権など主張できない筈です。

竹島(独島)は、日本・韓国、どっちの領土？

その次にもっと面白い文書を発見しました。やはり竹島問題なのですが、日本側6次開示1174の1358「第5次日韓会議」の40頁「朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令」昭和26年政令40号の後、3行が黒塗りになっています。これは韓国側が日本に請求する八個項目の内、要綱の4「朝鮮総督府東京事務所の財産」の中

から不動産のみ、交通局職員共済組合の財産処分に関する法律です。つまり植民地時代韓国に本店があった会社が、日本に置いた事務所等財産は韓国に帰属するべきなので、日本政府はそれを返還するか、それに匹敵する金額を払えという要求です。それに対する政令なので、判り易く言うと、植民地時代の総督府の交通局なので船員でしょうか。そういうひとたちの組合があって、もう朝鮮は解放され日本ではなくなったのだから、その財産を処分するという法律です。

その中に、何を持って日本の領土とするのかという一覧があって、色々な島の名前が書いてあります。

ここは、当日言葉で報告したのですが、レジュメなので、該当部分をそのまま複写しましょう。

朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する総理府令（昭和二十六年六月六日総理府令第二十四号）

第二条 令第十四条の規定に基づき、政令第二百九十一号第二条第一項第二号の規定を準用する場合には、附属の島^マしよとは、左に掲げる島しよ以外の島しよをいう。

- 一 千島列島、齒舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発及び多楽島を含む） 及び色島
- 二 小笠原諸島及び硫黄列島
- 三 鬱陵島、竹の島及び濟州島
- 四 北緯三十度以南の南西諸島（琉球列島を除く。）
- 五 大東諸島、沖の鳥島、南鳥島及び中の鳥島

つまり竹島は鬱陵島、濟州島と同じく、日本の領土ではないことを規定した法律のようです。この法律はインターネットで簡単に検索できるので、興味のある方は下のアドレスに入って見て下さい。

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 【法令データ提供システム】

（「法令用語検索」から「朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する総理府令」を入れ、検索してください。検索結果一覧の「選択」をクリックします。）

終戦直後、朝鮮半島に置いて来た日本人財産

外交交渉というものは「キツネと狸の化かし合い」だと言ったら、当のキツネや狸たちから抗議が来そうです。それはさておき、日韓会談では請求権委員会で、徴用韓国人被害者に対して日本側が、「とても痛々しいことだったし、当然援護しなければならない」と「日本の援護法を援用して個人ベースで支払えば確実になる」と表明していたことは、古くから東大や川口のアリラン文庫等に複写本が露出していて、高崎宗司さんや、今日司会をされている太田修さんの著書にも引用されています。

しかしこれを、額面通り受け止めてはなりません。つまり日本側は本人たちに正確に手渡すためという口実の下に、被害者たちの名簿の提出を韓国側に要求したのです。戦時中に日本が徴用、徴兵で中国や南方前線に連れて行った人たちの名簿等、戦後に成立した韓国政府の手元にある筈がありません。つまり体よく断る詭弁として、「自分たちが直接弁償するのだ」と言い張ったのです。

またそれと引き換えではありませんが、「韓国が植民地時代の清算を賠償金として要求するのなら、日本が韓国に置いて来た全財産を請求する」と言い出しました。植民地時代、日本が朝鮮半島に作った会社や工場、港湾、敷設した鉄道等の施設、そして日本人が所有していた土地や財産の全てです。勿論終戦直後の混乱の中、関東軍にも見捨てられ、多くの犠牲を出した引揚者の人たちが、日本政府に賠償を要求していた面もあります。

しかしその金額を大雑把に計算したところ、朝鮮半島に属する全財産の 80%や 95%(原文のママ)が、日本人の所有という数字が出ました。やっと 36 年の日本の植民地支配から独立した韓国や北朝鮮が、その資産の 80%や 95%も日本に返還したら、朝鮮半島の土地や建物、産業等の全財産をもう一度日本が占める、また植民地に戻るといふ計算しか成立しません。

事実、『日本の承諾も得ないで韓国が独立したのは違法だ』と主張した 1953 年 10 月の久保田発言のせいで、日韓会談は一度決裂状態に陥ります。

つまり日本政府が韓国に置いて来た財産を請求するのはポーズだけであって、本当にそのお金が欲しいのではありません。韓国が請求してきた 88 億ドルに対して、当初大蔵省や内閣が試算したのは 1 千万ドル程度。つまり如何に韓国側の請求金額を値切るかという術策に過ぎないのです。

そして今回の大量の文書公開では、韓国側の 8 項目の請求金額に対して、日本側もそれぞれの項目ごとに大蔵省と外務省が試算額を一応出してみたのですが、その金額は徹底的に隠されています。それどころか、既にあちこちで公表されている韓国側の金額すらも、場所に依っては黒塗りにしています。

隠された韓国側の請求金額に対する日本側の計算

最後に日本側が徹底的に隠蔽している請求権計算金額ですが、唯一の突破口になりそうなのが 6 次開示 1163 文書番号 1234「国会における在外財産補償に関する政府答弁等」54 頁にある、1953 年 11 月外務省情報文化局発行の雑誌『世界の動き』特集号です。

「日本が韓国から受け取るべき額、日本が韓国に支払うべき額、差引受取額」の金額が黒塗りになっていて、「左記の数字の日本側の額はどのような根拠によったのか」という質問があるところから、この雑誌さえ入手できれば、当時日本側が計算をだしていた数字が判ります。

それで私が国会図書館に出向き、この雑誌を探したのですが、見事にこの号だけ欠損になっていました。それで日本全国の大学図書館に在庫があるか、国会図書館の係員にインターネットで検索して貰ったのですが、やはりこの号だけ消え去っていました。外務省がそこまで手を回したのでしょうか？ 私には判りません。ただ、当訴訟の弁護士たちが早稲田や慶応の図書館を調べてみると言っています。いくら外務省が職権でその本の回収にかかったとしても、私立大学まで回収命令に応じるとは思えないからです。

そしてこの本の元になる計算表は、6 次開示 1102 の 1736「日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点、試算額」の 7~15 頁に、昭和 37 年 1 月 10 日「韓国側対日請求額および大蔵省、外務省試算額」大蔵省理財局・外務省アジア局の試算額、試算の根拠として載っています。しかし勿論全部まっ黒け、黒塗りです。これを開示させる闘いが当面の目標でしょうか。

また、あちこちに明記してある韓国側の要求金額ですら、場所によっては黒塗りにしてあります。韓国側文書から明らかどころか、日本側文書にもはっきり記載されている金額を、他の場所では一生懸命隠すなど、外務省の隠蔽行為には何の一貫性もなく、またそのような必然性も全くありません。

ここにある全 115 頁を本当は皆さま方にお土産としてお渡ししたいのですが、まだこれを材料に、どこを使って裁判を勝つかという資料なので、裁判の前に手の内を相手にさらけ出す訳にはいきません。

裁判所に提出した瞬間から会のホームページ等を通じて、皆さま方にお見せできる筈です。これは馬鹿馬鹿しくて本当に笑えます。文学作品、芥川賞や直木賞よりよっぽど面白いというか、腹を抱えてあざけ笑うことができるような作品であると推薦いたします。

あちこち脱線してしまいましたが、最後までご静聴ありがとうございました。



事務局だより



何故 そして何を捜し求めるのか

山川 修平

ときめきをもって参加しました。正直、価値あるシンポジウムでした。

韓国政府が交渉文書を全面公開したのは05年8月26日。その背景には、既に02年より戦争被害者、その支援団体による行政訴訟を起こし、熾烈な闘いを展開しての成果であったと思います。韓国は情報公開におけるアジアの先進国。当会（日韓会談文書・全面公開を求める会）が結成されたのは05年7月の暮れ。情報開示における日韓の差はどこにあるのだろうか。未公開部分文書をどうしても開いて見たいという要望の強弱の差がその一因ではないだろうか。

この度のシンポジストの顔ぶれにも魅力があった。そのお話を聞かして頂くだけでも充分な収穫であった。はるばる韓国から出席された崔鳳泰弁護士による韓国情報を直接聞くことができた。当会の会員数も韓国人の方が圧倒的に多いというも崔先生の努力によるものと思う。被害国ということにもその意気込みの違いがあるかも知れない。人道的視点からすれば、その逆でなければならぬはずなのに。

吉澤先生は「公開情報をどう活用していくかもこれからのテーマ」と述べられた。正にその通りで、我々は鉱脈の中に眠っている宝石（情報）を血眼になって探さなければならない。何故、何んのためにという命題が明確であればあるほど読み取る判断が鋭くなるはずなのに、私自身渴望がないと自省させられた。

現在もっとも開示文書に真剣に目を通しているのは、李洋秀氏ではないだろうか。墨塗り部分について「頭隠して尻隠さず」といって苦笑されたが、正にその通りなのだ。しかし、重要な文書にも墨が塗られていることも事実と確信する。だからこそ訴訟までして闘っているのだ。

内海先生の幅の広い視野、視点に私としては新しい視点思慮を頂いたように思う。

三時間があっと思う間に過ぎてしまったのは私だけではないように思える。このようシンポを企画実行されたスタッフに感謝あるのみです

帰宅してから改めて情報開示に関するスクラップブックを開いてみた。歴然とした事実に気付いた。日韓会談や情報開示についての記事が年々

小さく少なくなっているのだ。一体これはどういうことなのだろうか、今日のシンポジストの一人、元朝日新聞記者中島昭夫氏が現役の頃とは雲泥の差がある。訴訟に勝訴し、全面開示を勝ち取るためにもマスコミの意識の向上が望まれる。またその対策も必要と思える。

全面開示に成功した時はそれを記念して、「日韓会談墨塗り集」（解説・論評付）を当会編纂で発行されることを夢見ています。ご苦労様でした。（註）筆者は「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟」をテーマとした『人間の砦』（三一書房刊）の著者。

公判のお知らせ

二次訴訟 第4回口頭弁論
2月17日（火）13時30分
東京地裁 522号法廷

三次訴訟 第2回口頭弁論
3月4日（水）10時30分
東京地裁 522号法廷
原告の李容洙さんが
陳述されます！

報告集会 11時30分
弁護士会館 1002号会議室

日韓会談文書・全面公開を求める会
共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子
山田昭次 吉澤文寿
（事務局）
〒259-1114
神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202
TEL・FAX：0463-95-4662
E-mail：nikkanbunsho@yahoo.co.jp
<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>